

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠 条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の 数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
PSW形携帯用無線 電話機修理 一式	支出負担行為担当 官 関東管区警察局総務 監察部会計課長 土橋喜巳治 関東管区警察局 埼玉県さいたま市 中央区新都心2番 地1	令和4年4月1日	パナソニックコネク ト株式会社現場ソ リューションカンパ ニー首都圏部門 東京都中央区銀座8 -21-1	3010001129215	予決令第102条の4第3項 本製品は、警察庁の仕様に基づきパナ ソニックコネクト株式会社現場ソリュー ションカンパニー首都圏部門が独自技 術により製造したものである。 本装置の修理は現在、製造元である上 記業者が最も有利であるが、当該技術 及び保守設備等を有する者が他にない と言い切れないことから、公募公告を 行ったところ、参加意思を示す者がいな かったため。	-	@650円他	-	-				単価契約
UW301形携帯用 無線電話機等修理 一式	支出負担行為担当 官 関東管区警察局総務 監察部会計課長 土橋喜巳治 関東管区警察局 埼玉県さいたま市 中央区新都心2番 地1	令和4年4月1日	日本電気株式会社関 東甲信越支社 埼玉県さいたま市大 宮区桜木町1-10- 17	7010401022916	予決令第102条の4第3項 本装置は、警察庁の仕様に基づき日本 電気株式会社が独自技術により製造し たものである。 本装置の修理は現在、製造元である上 記業者が最も有利であるが、当該技術 及び保守設備等を有する者が他にない と言い切れないことから、公募公告を 行ったところ、参加意思を示す者がいな かったため。	-	@3,000円他	-	-				単価契約
映像伝送装置保守 委託 一式	支出負担行為担当 官 関東管区警察局総務 監察部会計課長 土橋喜巳治 関東管区警察局 埼玉県さいたま市 中央区新都心2番 地1	令和4年4月1日	パナソニックコネク ト株式会社現場ソ リューションカンパ ニー首都圏部門 東京都中央区銀座8 -21-1	3010001129215	予決令第102条の4第3項 本製品は、警察庁の仕様に基づきパナ ソニックコネクト株式会社現場ソリュー ションカンパニー首都圏部門が独自技 術により製造したものである。 本装置の保守は現在、製造元である上 記業者が最も有利であるが、当該技術 及び保守設備等を有する者が他にない と言い切れないことから、公募公告を 行ったところ、参加意思を示す者がいな かったため。	-	4,598,550円	-	-				
特定電子計算機等 現地調整作業 一式	支出負担行為担当 官 関東管区警察局総務 監察部会計課長 土橋喜巳治 関東管区警察局 埼玉県さいたま市 中央区新都心2番 地1	令和4年5月25日	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7 -1	7010401022916	会計法第29条の3第4項 特定電子計算機等は、日本電気株式 社が開発、製造、納入したものである。 本業務は現在、製造元である上記業 者が最も有利であるが、当該技術を有 する者が他にないと言い切れないこと から、公募公告を行ったところ、参加 意思を示す者がいなかったため。	-	2,123,000円	-	-				

*公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。